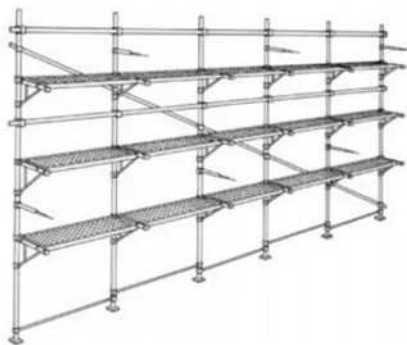


労働安全衛生規則（足場関係） が改正されました！

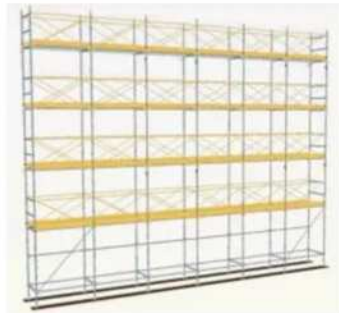
1 一側足場の使用範囲を明確化

主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生していることを踏まえ、**本足場を使用するために十分な幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けるもの。**

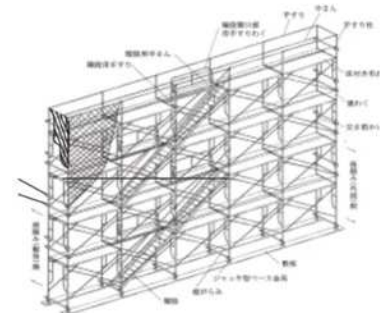
ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。



一側足場の例



本足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)



2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、**点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。**



函館労働基準監督署

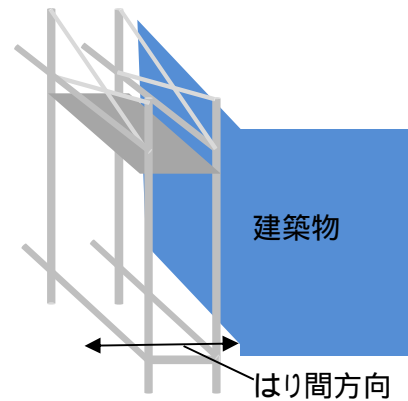
3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに**記録及び保存すべき事項**（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容）に、**当該点検者の氏名を追加**するもの。

4 「幅が1メートル以上の箇所」について

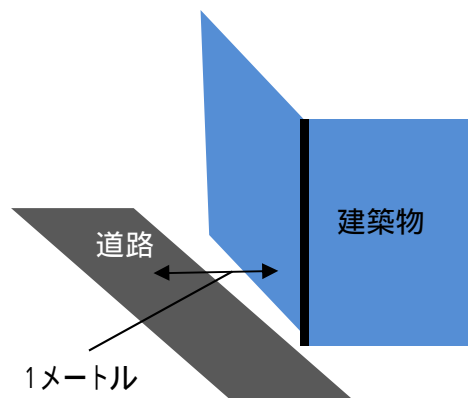
基本的な考え方

足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外を起点とした**はり間方向の水平距離**が1メートル。



例外について

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかか**る場合、使用許可が得られない場合等**は、「幅が1メートルの箇所」に含まれない。



事業者が行うべきこと

足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートルの箇所」を確保すべきもの。

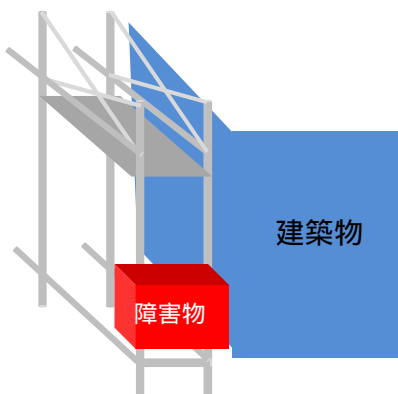
注：図はイメージ。分かりやすくするため足場等は簡略化して図示しています。

5 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」について

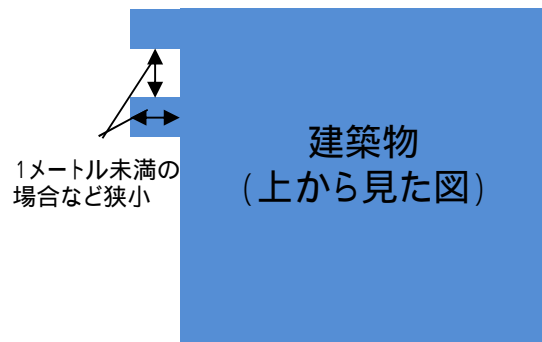
足場を設ける床面において、はり間方向の水平距離が1メートル以上の場合においても、本足場を使用することが困難な場合のこと。

具体例

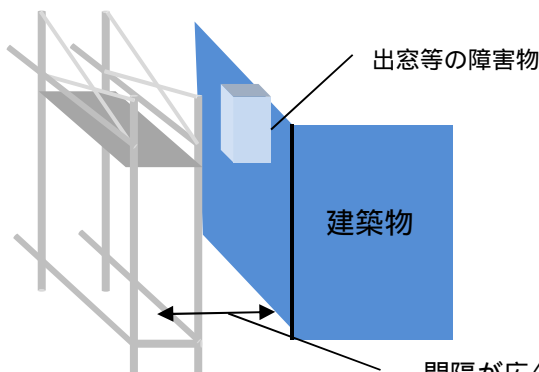
- ア 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- イ 建築物等の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき。
- ウ 屋根等に足場を設けるときの等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- エ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落のリスクが高まるとき。



アの例



イの建築物の例



エの例

注：図はイメージ。分かりやすくするため足場等は簡略化して図示しています。

6 その他

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊等を防止するのに十分な強度を有する構造とすること。

建築物と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいこと。

7 施行日

- 1（一側足場関係）については、令和6年4月1日
- 2及び3（点検関係）については、令和5年10月1日

8 参考

本改正後の条文及び併せて改正された「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の詳細については、下記ホームページをご覧ください。

- ・ 改正条文



(<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H230314K0010.pdf>)

- ・ 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱



(<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230316K0010.pdf>)

お問い合わせ

函館労働基準監督署 安全衛生課 電話 0138-87-7606